



～チャイルドの経営コンサルタント監修による～

# 選ばれる園に なるための メルマガ



株式会社 幼保経営サービス・コンサルティング部



チャイルド ふれんず

## 社会福祉法人のM&Aについて

(株)幼保経営サービスコンサルティング部では、法人・園の経営・運営の悩み事に対応しています。レーヴ法律事務所などの専門家を含む、チャイルドグループのノウハウをQ&A形式でお届けします。

### Question

社会福祉法人のM&Aについて教えてください。

### Answer

M&Aとは、「Mergers and Acquisitions」の略で、一般的には、「会社又は事業の全部もしくは一部を移転する取引」、「会社の経営権を移転する取引」をいいます。

社会福祉法人は、一般的な企業と異なり、創設者・理事長に「持分権」(株式会社でいうところの株式)が認められないため、通常のM&Aとは異なる点も多いですが、法人・施設・事業を移転する手段(M&Aの手段)として、「合併」と「事業譲渡」が認められています。

「合併」は、法人同士を統合することをいい、「事業譲渡」は、特定の事業(施設)に関係する財産をまとめて他の法人に譲渡することをいいます。

社会福祉法人でも、少子高齢化や後継者不足を背景として、経営基盤の強化を目的にM&Aが活用されるケースが増えてきています。

実際に、「合併」や「事業譲渡」という方法でM&Aを進めようとした場合に参考になるのが、厚生労働省が公表している「合併・事業譲渡等マニュアル」です(<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001305931.pdf>)。「合併・事業譲渡等マニュアル」では、「合併」や「事業譲渡」を進めるにあたってのポイント・留意事項と手続について解説がされています。

また、令和7年度から新たに、独立行政法人福祉医療機構において、合併を検討・希望する社会福祉法人同士を引き合わせる「社会福祉法人合併支援業務」が始められました(<https://www.wam.go.jp/hp/shafuku-gappeisien/>)。

この支援業務は、受けたい支援(社会福祉法人を吸収合併したい、または、現在運営中の法人を別の社会福祉法人に吸収合併してほしい)に応じて情報の登録をすると、その情報に基づき、独立行政法人福祉医療機構より、合併検討の候補となる法人を紹介、顔合わせの調整等をしてもらえるという制度です。

残念ながら、この支援事業では、「合併」のみを支援対象としており、「事業譲渡」については支援対象外とされています。また、「合併に向けた顔合わせまで」しか支援をしておらず、合併相手として相手方を評価するための調査(デューデリジェンス)、相手方との交渉や合併にかかる契約締結等、紹介を受けた後に生じる事務および手続きに関する支援や、合併に関する税務や法務の助言は行っていないため、これらについては、別途、専門家等に依頼する必要があります。

しかし、登録料・利用料等の負担なしに、合併検討の候補となる法人の紹介を受けられるというのは、大きなメリットですので、合併をお考えであれば、この「社会福祉法人合併支援業務」のご利用・ご登録を検討してもよいのではないでしょうか。



### 事業部紹介 株式会社 幼保経営サービス コンサルティング部

チャイルド社グループの幼保経営サービスだからこそできる経営コンサルで園を強力にサポートしています。

①経営・運営コンサル ②マーケティング・ブランディングコンサル ③新園・新施設設立コンサル ④認定こども園移行コンサルなどに関して、分析・助言・提案・サポートを行っています。



株式会社 幼保経営サービス

コンサルティング部 ディレクター 東京弁護士会所属 柴田 洋平(弁護士・保育士)

TEL 03-6915-1910 Email [yohokeiei\\_consulting@child.co.jp](mailto:yohokeiei_consulting@child.co.jp)

HP <https://www.ans.co.jp/youho/consult.html>

